

全青税

日税連会長と会談

強く方針・見解を糾明した



添田会長の方針・見解を糾す

荻野会長、金子、湖東会員

全 国 青 稅 連

全国青年税連会議場

東京都荒川区南千住
5-25-14
連盟本部 電話 03(803) 2328
税理士荻野弘康事務所内
人 行 荻野弘康
会 員 集 長 唐木田明雄
広報部長 唐木田明雄

会談 者 (敬称略)
日税連会長 添田 正夫
全青税会長 荻野 弘康
同 副会長 金子 秀夫
同総務部長 湖東 京至
同広報部長 唐木田明雄

税理士界を震撼させた商工会等の顧問税理士制度は、日税連の会長に添田正夫東京会々長が就任して、はじめての制度的試練となつたが、残念ながら昨年十二月二十一日に調印され、会員の多くが失望と不安に低迷している。

全青税では、同会長が、商法改正反対に反して附帯決議の省・政令化運動に走ったとき、その真意を計りかね、且つ会員の正論を披瀝すべく会談の申入れを行い、以来待つこと一年余にして、この程漸く実現した。日時は昭和四十九年十二月二十五日、午後五時より、場所は日税連の

会長室。当面の商工会等の問題に会談は集中したが、以下はその時の録音に基づいて編集した。雑音がひどく、加えて発音の不明瞭な発言に悩まされて、要約の止むを得なかつた部分のあつたことをお詫びする。文中カッコ書きも、読者の理解を助ける広報部の苦心である」とお断りする。

全青税 お忙しいところを、本日はわれわれのために時間を空けていただき有難うございます。
会長 私としては、皆さんの御意見をいろいろと伺いし、そして勉強して会務に反映してゆきたく思います。どうか忌憚ない御意見をお聞かせ願えれば幸いと思います。

全青税 早速ですが、いま問題になつてゐる顧問税理士制度は、

全青税 各単位会でニュアンスの違う取扱いになつていると聞いていますが、日税連が取り決めたといふ事ですか。

会長 一応は、全国的に統一したいというのが今回の了解事項で、これを逸脱しない範囲で、実際に照らしてやって良いというこ

とです。
全青税 そういうことは、商工会等とも話し合っているのですか。

会長 商工会等には、そこまではいっていません。
全青税 東京会の臨時総会や、また日税連の常務理事会を傍聴していると、「原則として」とか「協議して」とか、後退している感じを受けますね。

会長 「協議」というのは、相手もあることだし、内部としても協議することがある、というこ

いよいよ調印されました。その内容はどういうものですか。
会長 昨日もその問題は理事會(東京会)でも出ましたが、日税連の立場からいと、私達の入れたくない文句も、各単位会の要望で入れざるを得ないので、入っているわけです。



萩野会長

とを指しているのです。例えば支部において、支部長が名指した人が出来るのかどうか(顧問税理士を)。銀行等における相談とかでもそうですが、幾人かの希望者が出了場合、支部自体として順番を決めるとか、何らかの方法について、協議という範囲に入つてくる。

しかしながら、税理士会としては飽くまで、税理士会の方針で顧問に臨むという立場です。

商工会の暴言に

口頭抗議ではダメだ

全青税 何度もいいますが、派遣税理士などまつぶらという例の

記事が発表され、その後で協議と

いう言葉が出てきたので、商工会

等に振り回されたというようにも

考えられるのですが。

会長 その点も含め、日税連

の会報にも掲載しましたので、商工会等の

要望は、破棄させたのです。

全青税 陳謝させたのですか。

会員にすれば、大きな新聞紙上で

全國的読者があるのだから、国民

の前で恥辱されたようなものです

会長 それはきつと申入れて

あります。今のところ後始末にか

かっていますが、昨日も電話した

た。

全青税 税理士新聞等で、久保

村副会長がそのことに触れて、当

初こういう問題を頼むよといわれ

氣氛に応じたところ、煮詰ってく

るといろいろな問題が出来ました。と

いうようなことを

ていますが、

会長 久保会長が専務當時

ませんでした。

会長 久保会長が専務當時

したくも、調印してしまえば出来ない。われわれは御存知の通り、「商法」では業務を投げうつて、朝から晩まで反対運動をやりました。

会長 そういう面では、小規模対策委員会でも、法対委員会でやりました。

全青税 大阪で糾明集会をやりましたが、これを日税連規模でやるとか、次年度以降の予算化阻止の運動計画はありませんか。

会長 いろいろ話はあります。ただ、どういう方法が良いですか。

全青税 原島事務理事(日税連)

は、今回の問題をこのままにしては、条件闘争も出来なくなる。臨税も野放しになる。

そういう逼迫した判断から解決を急いだと説明していますが(東京会議事会で)、実際問題として商工会等が見切り発車をしたとして、その対策として過日(東京会議事会)では、一本釣りを禁止したわけです。

一本釣りが出来なければ、理想としては顧問税理士は実施出来ないわけですが、やはり一本釣りは

会員を信用しなかつた

実現する、という判断から、見切り発車を考え、調印したわけですか。

会長 見切り発車について

は、そういう考え方があります。それと予算化されているので、何時までも税理士会がやつてくれなければ見切り発車になるし、この場

合、執行部として心配するのは会員への影響です。

中小企業基本法によつて、個人

・法人の区別なく対象にされてくる。そなつて果してどうなる

か、被害責任賠償やこれを放棄す

ることで、全面的に税理士会の問題となるということを執行部は考えた。

提携した上であるならば、商工

会等の問題になる。

それに職域上からも、取られて

しまってからでは遅い。取られる

前での対策が必要です。商工会等は

無料の国営の税務会計事務所にな

る。

制度的には絶対反対であるから、制度化されない方向等、いろいろ考えたわけです。

最終的には会員に対する職域上の侵害を、いかにして防ぐかとい

うことでした。

日税連は

会長 前提です。

全青税 「商法」の時にもいましたが、こんなに密着した問題はない。制度的にも、職域面でも重大です。税理士法を改正しても関与先がなければ意味がない。

会長 税理士法より、一步先に対策が必要です。

か、法対委員会のです。一応は税理士法改正の大會を、各地でやるという予定をたてています。

全青税 非常に良いことで、税理士法と今回の問題とは関係があります。



会員への被害はあるだろう

金青税 以前、週刊誌に総理府の広告が出ました。来年、商工会等の問題で、新たに週刊誌や新聞広告が出ると思いますが、あれを見て一般の税理士は脅威を感じています。こちらは宣伝が出来ない。先方は経営の相談から、無料で今度は顧問税理士もいる。お金も貸してくれる。これが出了段階で会員から具体的に憤りが出た場合、もう調印したのだから被害はない、と言いつれますか。

会長 被害はない、とは言えます。それは出ます。提携方式によつて派遣税理士がやつっているのだから、税理士会の責任ではないか、と当然云つくると思います。しかし主催者は商工会等だから、そういう点でのアピールの方法があります。

金青税 そういう直接被害の他に、間接的に顧問料等の値上げが

出来ない、という事態が現実に起きています。

会長 そういう被害が現実にあるなら、出して欲しい。

金青税 同じような問題で青申金もそうですが、所得制限など全く信していません。商工会等では本当に所得制限が守られると思いませんか。

会長 いや、税理士がやるのだから、税理士に守つてもらいましょう。税理士の実状というものを充分に把握してもらつて、税理士会の方針に協力してもらわなくてはなりません。

金青税 派遣する税理士に対しても、特別の教育なり講習を考えてありますか。

会長 この制度を永続的には考えていませんが、適当な機会を見て、税理士会の方針を充分に理解してもらわねばなりません。そして協力してもらわねばなりません。私は思いますが、派遣税理士に認識を改めてもらつて、協力してもらつことが必要である。



湖東会員

狼が来るぞ

とリードした

全青税 若干前後しますが、見

く解っていません。

全青税 新聞に大きく出まし

た。われわれが見ると奇異な感じ

がします。会長が反対ということ

で交渉している最中ですから、反

対

切り発車の件で、過日の日税連の常務理事会を傍聴していると、関信会の武田会長が、早くしないと見切り発車になる。臨税も増える。いわゆる狼が来るぞ、といつて会議をリードしたようです。見

切り発車の根拠は、現在の商工会等に、すでに税理士が関与しているからですが、税理士会に關係なく、この人達がそのまま顧問税理士に移行することは、税理士法違反の疑いが可成りあるので、そんなに急いで調印することはなかつたのではないか。

全青税 嘉義の重大さを秘めているからです。それを強引に、多数決だというのではありませんか。天下にう単位会があるのは好いスタイルではありません。商工会等でも組みやすくなりますね。

会長 そういうことです。日税連が協定し調印した以上、今後は各単位会はこの協定に縛られることではありませんか。

会長 早くも調印となると、結果からはこれに間に合せる為の強引な代位決定という印象を受けます。

会長 間に合せる為といふ事が、緊急性がそこに出ている。すんなりやるわけではありませんが、問題ではないのに、踏み切ってやつた真意が解らない。今回の日税連では、ただ勝つたら良いと決して、票差が大きくなっている場合なら兔も角、僅差の『代位決定』では、ただ勝つたら良いといふのでは問題が残ります。

すくなくとも、年次運営委員会

僅差の代位決定は

問題である

全青税 常務理事会(日税連)

税理士法から制限した特別法人に集中して行くのが望ましい。

全青税 日税連の理事会は何日頃開催の予定ですか。代位決定で

すから、票の割れ方からいつて、

いずれにしろ早急に理事会を開かねばならないと思いますが。

会長 勝つたら良い、という

のではなく、今後の対策というこ

とから緊急に一元化方式をやれ、

ということがあり、来月下旬には

各単位会から検討して出すよう

とから緊急に一元化方式をやれ、

ということです。どういふ内容か詳しき。

会長 スタートしたとは聞いていません。準備はしているといふことで、どういふ内容かは詳しき。

すべて会長の

責任である

全青税 常務理事会の代位決定が僅差というのは珍らしい。これ

が僅差といふのは珍らしい。内容において、最大限に努力すること

ができます。

が一緒に採択されました。あの時

から今日までに何か変化があつた

のですか。

会長 発言によつていろいろと違います。誰が考へても入れて良いものが指摘されない。入れたくないものが取らねばならない、個人的に考へたものを入

れてはいます。

会長 指摘することは遠慮しまつたのですから。

全青税 それほど意見の違う問題があるのに、調印に漕ぎつけるには余程の圧力があった、としか考へられません。この点、本当にどうなのですか。

会長 当局からの圧力はあります。

全青税 会長は東京会の臨時総会で、一步後退して二歩前進する

といふ発言をしていますが、われわれから見れば、二歩も三歩も、もつと後退している。

会長 真正直にいって、決し

て前進したとは思っていません。

しかしこれは、絶対に取り返さねばならないと考えています。

金青税 具体的に取り返すといふことは、次の年度から考える、ということですか。

会長 いや、次の年度も考えしるし、やはり手当でもしていかないと、何時までたっても同じ事になります。

金青税 代案(手当)をつくつてゆくといふことは、中小企業対策委員会で考へるようなことです。

会長 あれでは生まれるといふ限り、みんなテープを切り放して、後のこと考慮していないのが現状です。

金青税 昨年の、納税委託相談もそう考へて良いわけですね。

会長 そこえ、みんな含めてくるわけです。

金青税 執行部の中に、商工会側の人がはつきり居ると思えて仕方がない。狼が来る、といつている人も、われわれからは、狼の親戚に思える。

会長 そういう考え方は毛頭ありません。これでは、どうしようもない。将来の税理士業務といふものについて、もっともつと充

実した、確固たる地盤を、ここで築かねなりません。

金青税 当り前のことです。日

給一万円で派遣されることは、税理士として侮辱です。われわれが

関与先にゆくのは、仕事として榮

と存頼者の契約は、自由でなければなりません。

会長 何としても、そこには裏腹な問題があつて、独占業務と

いうことから、税理士でない者は税務相談は受けられません。

小企模は

税制に問題がある

金青税 模

金青税 税制に大きな原因があります。三・四千円の税金を取る

為に、高い費用を掛けてやること

がおかしいのです。その数は五〇

〇万人位といわれています。四十

八年度の自然増収は、三兆八千億円もあります。サラリーマンを入

れば、解決する問題です。日税連の対策のトップも、『基礎控除の引き上げ』でないと、専門家として

中小企業の支持は得られませ

ん。

会長 そうい

方法が間違っている

金青税 交渉の相手ですが、予

算の問題は国会です。

「商法」の時、われわれは国會議

長とか、

は商工会議所の誰それ

金青税 だから、税務経営指導所をつくったわけです。

会長 それも、必しもスムーズにいついていません。納税者にし

ても、われわれの業界の手に掛ら

ない存在のあることは、はつきり

ません。

いかにしても、税理士で無い者が税務書類を作成する状態を、何

日までも放置することは出来ない

わけです。

務指導が入っています。

会長 経営体の中に税務があ

ります。

金青税 だから国営にするとい

うのですが、新日鉄の社長でも、

国営も嫌つて自由社会を守れ、と

選挙をやっています。そして税理士には国営事務所をつくつてくる

会長 そこが大切です。国営

はわれわれも困ります。しかも中

小企業庁で、そういうことを平気

でやるのはどういうことか、と突

いているわけです。われわれには

三万からの会員がいて、それに

家族も従業員もいる。併せれば何

十万人になり、国営化されれば

顧問先の八〇%はなくなつてめし

の食い上げになる。そうした場合

に保障するのか。するなら、どう

ぞ勝手にやりなさい、といつてい

るわけです。なる程、大変な問題

だという認識は持つようになります。

金青税 金融とか、経営指導は

所得が、零の人でも、援助して構

わないことですが、そこにまで税

もいっています。

会長 オープンにやっています。

金青税 しかし、われわれが一

緒にやりたいと思つても、二、三

人でやつていて戦線に参加出来ない。反対ということ、会長とわ

れわれとは同じなのに、東京会の臨時総会で、どうしてその気持が

会員に伝わらなかつたのか、非常に問題の多いのがこの件ですから

何よりも先ず賛成か、反対かをどうしても会員に聞かなければならなかつた筈です。

心では反対だが、賛成・反対は置いて、条件闘争だけというので運動にはなりません。

とか、目標が違つてゐるのではないか。

会長 行政の範囲に入るからで、決して国會議員に話しかしながらわけではありません。例えは小川半二代議士にも話していますが

もと商工会の会長だけに説を曲げない。

金青税 会長一人でやつているからで、「商法」のように輪を広げてやらなければ駄目です。医師会がやつたように、保健医療退院から比べると、日税連のやり方は小さく、細々とした感じです。もつと堂々とオープンに出来ないものですか。

会長 オープンにやつていま

す。

金青税 しかし、われわれが一

緒にやりたいと思つても、二、三

人でやつていて戦線に参加出来ない。反対ということ、会長とわ

れわれとは同じなのに、東京会の臨時総会で、どうしてその気持が

会員に伝わらなかつたのか、非常に問題の多いのがこの件ですから

何よりも先ず賛成か、反対かをどうしても会員に聞かなければならなかつた筈です。

心では反対だが、賛成・反対は置いて、条件闘争だけというので運動にはなりません。

いいたくないが

会員も反省を...と会長

会長 会長だけの問題ではありません。みんなを取りました問題で、この話（顧問税理士）はすでに出ていたのです。それがどうして、もっと支部に密着できなかつたのか。それも会長が悪いから、といわれれば止むを得ないことですが、書類だけでは通じない口で語ることによって納得されてしまう。その段階で認識され、これは大変だ、となっています。これはいいたくないことですが、お互に反省の必要があります。連合会としても、連合会の役員が、連合会を悪いといっています。

金青税 愚痴を聞かされては困ります。

最初から先方の土俵に乗った感じが強い。税制上われわれが独占業務である以上、社会的責任は充分承知していますが、行政の要求すること、例えば青申会の勧奨や記帳問題について、どうしてそういうことを求めているのか、その本質的追及なしに、相手の土俵に乗ってしまう。行政レベルがそれに満足かどうかは、向うの判断です。

青申会の勧奨や記帳指導は、日連や各単位会、また税政連において来ないから、いくら会長が一生懸命にやつたところで強調してもその気にはなりません。プロセスにはいろいろ苦労はあつたと思いますが、断固反対の答の会長が、突如御心か、としか受けとれない。下部からの積み重ねという姿勢がない限り、上部とは関係なく下部だけが突走り、組合運動の山猫ストになってしまいます。今回でも

敗れたようなものです。出しつくして、敗れた感じがしない。

会長 将来のことを考えに入っています。良いコマを出し過ぎて、後で困ることがないようにと考えました。

金青税 下部からの討議を重ねて来ないから、いくら会長が一生懸命にやつたところで強調してもその気にはなりません。プロセスにはいろいろ苦労はあつたと思いますが、断固反対の答の会長が、突如御心か、としか受けとれない。下部からの積み重ねという姿勢がない限り、上部とは関係なく下地造りとして、われわれ金青税は見ています。これを抜きにして行政レベルから、見さかいなく小企業を救わなければ、と東奔西走するのは、行政の尻拭いしかありません。しかも業務が侵蝕されるので、非常に重大です。

会長 税政連と日税連は一心同体ですから、一応避けた（付加価値税を）型ではあります。強くは税政連で反対し、本会はいろいろな意味で提言してゆきます。

金青税 税政連に書いてあるか、日税連は不要というものではない。表裏一体であり、必要なテーマでもあるのだから、日税連の議案書にも、付加価値税反対が入ってこなければなりません。議案書にないから、質問すれば（東京会の総会で）制度部長は、これから研究してみましょうと答える程度だ。

会長 研究部や制度部は重要な多くのメンバーを選び、この点をはつきりしていただきたい。二月七日に、税理士法改正の決起大会が予定され、商工会等の問題も、そこで出て来ます。

金青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申をかとわれわれは考えます。

会長 出てくるんではなくてやらねば駄目です。

会長 会員があつて役員があつたのです。会員は大変に不幸です。

金青税 事実であるなら、会員は大変に不幸です。

見て見ぬ振りか

付 加 価 値 稅

会長 付加価値税について、われわれが必要なのは今後の影響

も、昨年まであつたのに、本年は重点方針から付加価値税が消えていました。税政連だけには残っています。税政連だけではなくて、納税者にとって利益が不利

ます。期を一にして議案書から消えたのはどういうことですか。

またまた、闇をあわして認めたのが、これをお充分に考えなくては

いけば、手許に多くコマを持って

を勝ち取れたと思います。将棋で

金青税 日税連でも単位会で

金青税 付加価値税について、われわれが必要なのは今後の影響

も、昨年まであつたのに、本年は重点方針から付加価値税が消えていました。税政連だけには残っています。税政連だけではなくて、納税者にとって利益が不利

ます。期を一にして議案書から消えたのはどういうことですか。

金青税 改めて、制度部に付加価値税のテーマを与え、答申を

かとわれわれは考えます。

会長 出てくるんではなくてやらねば駄目です。



添田会長

詰る考え方もありますか。

会長 話はしています。

金青税 東京会の臨時総会でも付加価値税との関係（顧問税理士制度）について充分に説明しましたし、会長も税理士である限りお解りのことと思いますが、議長だったか、内藤副会長だったか、付加価値税とは関係がないと答えています。

確

国 会 陳 情 を

約

全青税 商工会等の問題一色にしても、おかしくない時期です。国会陳情も出来るわけですが、予定はしていますか。

会長 二月を撰んだのは、そういう意味からです。丁度、国会の正常期です。

全青税 商工会等の問題で陳情する可能性が、強いわけです。

会長 両方やるということです。

全青税 決起大会の四つのスローガンには、しかし顧問税理士制度のコの字も入っていません。

会長 スローガンは、税理士会長 スローガンは、税理士会は相当な規模ですから、これをはずしては、とてもやり切れません。

全青税 大会は有料でなければ職の道は成り立たません。独占業務ということだけで、行政の尻拭いが出来るものではなく、行政の作り出した矛盾についても、日税連は指摘していくべきで、代案といふことは、以前より経営指導所で一生懸命に実践してきていますが、これを代案と考えないようでは、経営指導所の人達は吃驚してしまう。

会長 もっとアッピールすることです。

全青税 具体的には、スローガンに入っています。審議してもまだ間に合いますし、協定文書を取り交され、新しい事態ですから来年からどうするのか、先刻、会長は飽くまで時限立法だと答えていましたが。

会長 恒久化は全然考えていません。

全青税 やらなければ、署名(法改正)も集まりません。

会長 一元化方式もあるので併せて考えてゆかなければなりません。

当としては一元化方式、当面のアッピールは早期撤収になる。

会長 それは統一るものとなります。予算は打ち切れ、本会の小規模対策はこれこれである、といります。

金青税 商工会等の問題は、手前報酬をもつてやるのが当然です。

全青税 それでは物取り主義になりますね。

会長 連合会に、それが上ります。

全青税 小規模の問題は、実際になり反対の意志を表明し、予算化阻止を呼びかけなければなりません。別のことだが、これをやりたがっている、そう考えるのが素直な方だと思います。それとも三千万人もいる納税者に手を差しのべる術はありません。職業人とは有料でなければ職の道は成り立ちません。独占業務ということだけでも、行政の尻拭いが出来るものではなく、行政の作り出した矛盾についても、日税連は指摘していくべきで、代案といふことは、以前より経営指導所で一生懸命に実践してきていますが、これを代案と考えないようでは、経営指導所の人達は吃驚してしまう。

会長 その事実はございません。基本要綱の手直しを、日税連では迫られているとありました。

全青税 東京地方会には、あります。会長 いささか古い話になりますが、商法改正案は三月十九日に成立しました。本法は三点に亘って修正され、会計原則の修正案も修正されました。これがいつに利害関係人の問題と会計原則の再

私 会 は 批 難 し た こ と が な い

(私) 会 は 批 難 し た こ と が な い

商 法 修 正 は 全 青 税 の 力

会長 それが主流です。

会長 いささか古い話になりますが、商法改正案は三月十九日に成立しました。本法は三点に亘って修正され、会計原則の修正案も修正されました。これがいつに利害関係人の問題と会計原則の再

いて、どうお考えですか。会長 いろいろと批判されましたが、商法改正に反対ということは、今も変わっておりません。

会長 いろいろと批判されましたが、商法改正に反対ということは、今も変わっておりません。

修正は、皆さんの努力による成果と考えています。私は決して皆さん（全青税）を批判したことはありません。今日の顧問税理士の問題に関しても、それは同じことがあります。何か間違つて伝えられたとしても、それは広報の問題です。正副会長会の原稿でさえ、修正されることがある位です。

全青税 日税連の広報では、利害関係人の要求通る、と報道しましたが、これは偽りです。今度の問題として、対策はありますか。
会長 今後も機会ある毎に要求して行きたいと考えています。利害関係人の排除を、サル法とならぬようにしてゆきたい。

会長 大事な問題ですから、今後もやつてゆきます。

全青税 運動を続けるなら、それを報道しなければ解りません。

会長 その通りです。当時でも、総理大臣にも直訴し、法対にも継続を申入れましたが、最初は騒いで、尻切れトンボになるのが税理士会です。反省しなければなりません。

会長 もっと積極的にやっても良いと考えています。それを会務に反映して行きたいので、こういう機会は、重ねて行きたいと思います。

全青税 現状では、要望や意見の文書を日税連に提出しても、受け取り放しで、コミュニケーションが開かれないので、心はもっていません。

会長 私は話し下手だが、真意を伝えるには、どうも困ります。

全青税 われわれは、日税連を機関として認識し、批判するわけでも、別に個人的な怨嗟があるわけではない。

会長 私は話し下手だが、真意を伝えるには、どうも困ります。

以上で会談は終了し、互いに謝辞を述べ、健闘を期して別れたのは午後七時三十分。

予定の時刻を三十分も超過してしまった。

なお、終了三十分前頃、つまり商法問題に言及された時にテープを使い果し、記録を筆記に頼つた為、意約的記録の再現になった。

会長 積極的に話し合うことを、私は痛感しています。

好評です ————— 中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております

先生の事務所のニュース

『税経月報』をご利用ください

予約申込受付中

昭和50年度

問答式改正税法の手引

・ A5 40ページ 定価250円
 ・ 4月下旬発売予定
 ・ 事務所名の刷込もいたします。

△屈辱の調印成る△

明けて昨年、それも年末ぎりぎりの十二月二十一日、日税連は商工会等と逐に顧問税理士問題について了解に達し、調印を果した。その内容—了解事項一は、条件において大巾に後退し、就中、派遣税理士の選任方法は、屈辱的ですらある。

つまり、商工会等と協議の上で候補者が定められることとなつており、そこには商工会等の事前の承諾が前提にある。これは並居る税理士を、商工会等が品定めして派遣税理士を抽出する以外の何ものでもなく、派遣とは名ばかりとなり、税理士会の主体性は無惨にも否定されている。了解事項の全文にしても、十一月二十七日付の商工会案を模写したとしか考えようのないものとなつており、ここに至る我が力闘係を如実に示すものとなつた。

は全会的運動の伴わない決起大会の危険性を指摘したが、いよいよ現実の問題となってきた。

を与え、頭越しを非難されるや、以前から会報—税理士界—に掲載した、それを口で話してから解つたのでは過ぎる、と却つて会員を難詰している（本誌の日税連会長との会談記事参照）。

△見切発車の連合会

そして数多くの疑問と問題を解決しないままに調印を急いでいる。急いだ理由として、商工会等の見切発車の憂慮が喋々されたが

二月七日、日税連では法改正の決起大会を予定しているが、法改正は先ず顧問税理士制度の撤廃からはじまる。納税者の権益擁護が法改正の根幹であるが、それは法改正を待つて果すものではない。運動それ自体が権益擁護に直結するものでなければ、一百万人の署名は愚か、もの笑いの種となるだけで終り、それは税理士の終焉となる。殊に顧問税理士制度の動機として、「われはそこに、政府、与

◆◆◆ 原 稿 募 集

全国の会員からの原稿をお待ち
等の原稿や、地域的な活動状況等
お寄せ下さい。

主張

顧問税理士制度の撤廃が先

この商工会等の問題が、ようやく本質論として会員に渗透はじめた十一月、日税連では全会規模の税理士法改正決起大会のスケジュールを発表した（税理士界六四一号）。統いて法改正の百万人署名を訴え、大量の署名簿が会員に送達されましたが、この段階では、決起大会にしても、署名運動にしても、傘下の単位会では充分な審議は行われていないのである。

会報二七号の当欄で、われわれ

民の隔りはかくの如くである。しかも相手は巨大であり、それ故に争う前に妥協を求める日税連の姿勢は、近時、いよいよ鮮明となつてゐる。

見切発車の有無には、この問題とは、全く係りなく論弁に過ぎない。むろん日税連が会員の合意を得たずに、見切発車したというのが妥当であり、糾弾しなくてはならないのである。

党の付加価値税志向を察知しており付加価値税の弊害を認識している全青税は、商工会等の問題を、法改正の大きな障害として内外に周知させる必要を痛感している。

商工会等との了解事項の調印を糾弾し、早期撤廃を日税連に要求しなければならない。二月七日の法改正決起大会を、その為の運動に転換しなければならない。

◆◆原稿募集集◆◆

機関紙「全国青税連」を、われわれ全会員の意見の交換場として、全会員の力で作りあげて行くために、全国の会員からの原稿をお待ちしています。随筆雑感等の原稿や、地域的な活動状況報告などの記事を是非お寄せ下さい。 広報部一同

大報部一同

全青税シンポジウム

の報告



去る十一月九日、沼津市民生会館において、全国青年税理士連盟恒例のシンポジウムが開催され、約百名の会員の参加がありました。

当日の議題は、すでにご承知のとおり、「税理士法をめぐる諸問題」とし、小テーマが四項目挙げられて、午後一時より四時まで熱心な発表と真剣な討議とが進められました。発表者であった、浅沼、金子、久野、亀田会員には、この機会に厚くお礼申しあげます。

（各発表のうち、金子会員のものは、当方に要約掲載しました。）



シンポジウム 発表

税理士の監督権の実態

浅沼正三（東京）

われわれ税理士が、監督官庁と日常「接觸」する実態は、いろいろあるが、一応次のようなことがいえる。

①税理士法上に規定された「受任

簿」の作成と検査をうけること。
②「関与先名簿及び補助者名簿」の作成と提出

③税務調査の立会いで接するよう

に「江戸のカタキは長崎で……」と
いうことなど、税理士にとっては直接の監督をうけるわけではない

が、業務上の圧力がかからなくて
いる。特に狭い地域でのみ業務を行
っている税理士にとっては、顕著

である。

以上のようなこと以外でも、チ
ェックリスト問題や事業概況書な
ど税務官庁と接觸するなかでの、
目にみえない「監督」の実態があ
る。このようなことから、「監督

権」については直接的なものだけ
でなく、もう少し枠をひろげて論
じてみたい。

一、監督権の分類

- 監督される側からみた場合
- 個人の税理士に対するもの
- 各税理士会に対するもの
- 日税連に対するもの
- 監督する側からみた場合

税理士会の役員会等へ国税庁、國
税局等からの「傍聴」ということ
での参加がある。現在の税理士法
上に見えないことが、指示を仰ぐ。
税理士会の役員会等へ国税庁、國
税局等からの「傍聴」ということ
での参加がある。現在の税理士法
上に見えないことが、指示を仰ぐ。

本來、納税者の権利擁護を税理
士の使命と見るならば、「懲戒」
ということは、会自体で行うもの
である。

現状は、税理士法上「資格はく
奪」を含む懲戒が規定されており
監督する側の「伝家の宝刀」とな
っている。

飯塚事件はこの「宝刀」が抜か
れた事例である。この事件の評価
についてはいろいろ言われている
が「簡単には懲戒は行使できない
ことを監督官庁にしらしめたこと」
と同時に世論の換起がいかに重
要であるかをわれわれに教えるに
と」ではなかろうか。

今後の税理士法改正を中心とし
た税理士の社会的地位向上のため
の運動に多くの示唆を与えた事件

■ からのもの
国税局からのもの
税務署からのもの

以上のように分類されるが、現
在の状況をみると、大きく税理士
界全体を、税務行政の下請機関化
する方向が強まっていることか
ら、「監督」の意味も制度のあり
かたそのものからの検討が必要で
ある。

二、税理士会、日税連に対する監
督の変遷

会設立当初から、国税庁からの
指導を仰ぐということで細く指示
をうけていた。具体的な事例とし
ては、会主催の「税理士試験の直
前講習会」についての手数料など
予算書を毎回提出して「許可」を
受けたことがあります。

三、会員に対する監督権の行使の
実態

われわれ個々の会員に対する
「監督権」の最たるもののは、「懲
戒権」であろう。そして具体的な
事例としては「飯塚事件」をあげ
ることができよう。

「監督権」は細いことは薄
れつてあるものの、反面、税理士
界全体を、税務行政の下請化への動
きなど大きな意味で「監督」が強
まっているといえる。

であった。

四、税理士会、日税連に対する監督権の行使の実態

大阪会の会則の変更に大阪国税局が介入し、その訂正をせまつた事件があった。内容は会則に会員が会員に対する「懲戒」的規定を定めたものであり、それが監督権にふれるとのことであった。全く前近代的な性格をさらけだした税理士制度の実態が明らかになつた事件であった。

五、税務当局の監督体制

監督する立場にある税務当局は

税理士法、政令・規則・通達など

具体的に監督体制を敷いている。

六、最近の監督体制の性格

先にも述べたが、税理士界全体

を税務行政の下請化する動きが強

まっている。我々は「監督」の実

態からして、税理士法改正運動を行ふと同時に、個々の自主権を侵す動きに対応していく必要がある。

シンポジウム発表

ヨーロッパ諸国の

監督権の実態

金子秀夫（神奈川）

本年五月の連休に、ヨーロッパ十ヶ国を訪問し、各国の「納税者を援助する職業人」の実態を観察してきたが、スペインを除き、ほとんど国家の監督権が及ばないかまたは、あつたとしてもほとんど影響のないものであった。

わが国として特に、西ドイツ税理士法が一九六一年の同職業法に、自主権確立が成文化された点に注目したい。

ドイツにおける税務援助制度は、一九一九年のドイツ帝国税法

によって初めて制定された。その後ナチスの時代に苦難の道を歩き一九三五年に新らしく職業名が法律用語として定着し、戦費調達の確保に協力するようになつてしまつた。

第二次大戦後、職業法の立法が要請され、一九六一年念願の職業法をもつことができ、自治権獲得のための斗争の結果自由職業の政治権の成文化をみたのである。

以上の点の十分な研究が必要である。

シンポジウム発表

監督権と試験制度の相互関係

久野峯一（名古屋）

一、はじめに

現行の税理士法では、監督権について第四十九条の十九に規定があり、具体的には連合会に対する監督権は国税局が、税理士会对する監督権は国税局が把握し、現実に税理士は有形無形に税務官署の強い監督権の下にある機関となつてている。

また、試験制度については、第六条に規定されている一般試験と附則三十に規定されている特別試験とからなつていて、第六条的一般試験とは、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するため税法及び会計学の科目について試験するもので広く一般に受験を行つていい試験である。しかしながら「当

然で十五年に達した者が全く放置されているのは不均衡であるといふことから、昭和三十一年の税理士法改正の際に五年間という期限まで特別試験により税理士資格を附与することになつてしまつた。

これが五年後の昭和三十六年の改

三、特別試験の実態

まず税務官公署に一定年限勤務

したことにより税法試験科目は免除とし、残つた会計学科目の簿記論及び財務諸表論の試験のみを行つている。しかし、この試験の内容は一般試験に比べてやさしい問題が出題され、そしてその試験は十問中四問を解答する問題選択制が採られ、またこの試験に

いては二次の特別試験により補充を行い、さらには勤務年数に応じて一定の点数を加算する斟酌点制度を行つていて、この結果合格率は受験者の八十%に達し一般試験の合格率四%足らずに比べ著しく不平等となつていて。

また近年の一般試験と特別試験の受験者、合格者、登録者、潜在的試験者、登録者、潜

在する試験等を比較してみると（数字の羅列は省略）、その異常さは、恶性インフレ的症状となつてゐる。

すなわち、特別試験制度は税理士試験の本旨である税理士となるのに必要な学識及び能力を有する

になつてゐた。しかしその後昭和三十九年にこの特別試験制度を廃止すべく税理士法改正が進められたのだが成立せず、現在に至つてゐる。

かどうかを判定するための試験でなくして、税務官公署職員へ資格を与えるための試験であり、試験とは名ばかりのものとなってい

シンポジウム 発表

監督権離脱の内容と税理士会 の自主的管理の方向を探る

龟田誠二（大阪）

四 むすび
以上の如く、税理士資格を附与

する試験が、税理士会及び連合会の閲知しない処で、その内容も公示されることはなく行われ、その結果資格を附与された者のみが閲覧に免れることとなる。

まれている現状で税理士の権威、自主性などがあるといえるだろうか。また、初めに述べた如く、税務官公署に監督権を握られその下に服している税理士会及び联合会は税務官公署の下部機関でなくて何であるのだろうか。

現在、税理士はこの両者とも把握するものではなく、このままで税理士の自主性、自律性は望むべくもなく、さらには将来、税理士制度そのものが危機にさらされ行くのではないだろうか。

一、税理士会に対する国の監督権
現行税理士法

(三) 登録決定権は日税連が有し、(四) 一見自主性が保持されていながら、かに見えるが、登録を拒否する場合では資格審査会の議を経る(法二二)こととされ、この資格審査会は國の思うままに運営されることが可能な組織となつてゐる。この審査会は、会長(日税連会長)

懲戒権者は国税庁長官(法四)であり、国税庁長官は税理に対する質問検査権を有する。

三、手続規定の整備と遵守の保証
以上の三点を認識した上で、自
主的管理組織の確立を目指さなけ
ればならない。
からの独立、

- ① 稽理士会に対する国の監督権
- ② 登録審査権
- ③ 懲戒権

2 基本要綱

3 弁護士会

以上考察した通り、税理士法改正基本要綱はほぼ完全な自主権の

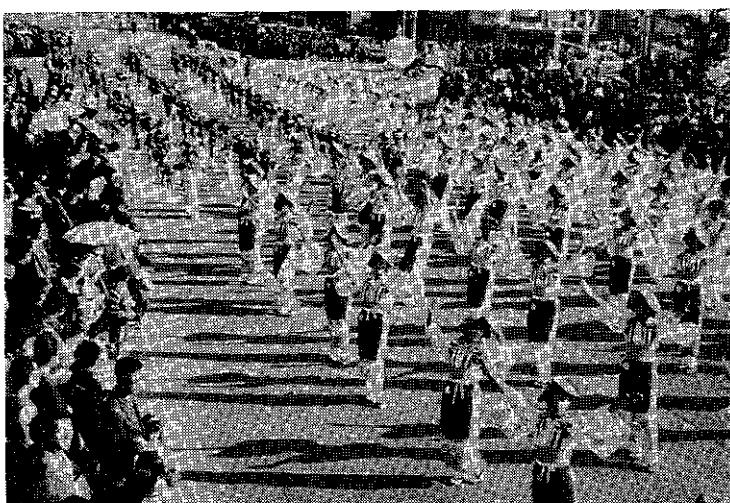
消し、役員をクビにする権限を持つ（法四九の一八）。その他いろいろ述べればきりがない程、税理士会はお手上に頭があがらない制度よ

2 基本要綱

る。（弁護士法五六、同法五九）
綱紀委員会で先議され（法五八）、懲戒相当となつた場合に懲戒委員会に廻される。

と委員長からなり、委員は大臣の承認を受けて会長が委嘱する。四人の内訳は一、税理士、国税職員、三、地方税職員、四学識経験者となつてゐる。わず一人の税理士で、どうして自主を尊重しているといえようか。

3 弁護士会
懲戒権者は所屬弁護士会の長であり、懲戒委員会の議決に基いて行う。
不服の申立は、日弁連の懲戒委員会に対して行うこととされてい



「鹿児島」といえば、単に南の果て、或は新婚旅行で行く温泉地、といったところが大方の思いうかべるイメージのようであるが、「薩摩」と言いかえれば、その思いも変わってくるのではなかろうか。正確には、鹿児島県は薩摩と大隅の国より成り、人口約百七十万日本列島の最西南端に位置し、温暖多湿、台風常襲地帯である。

県内の大部分は火山噴出物が堆積したシラスにおおわれ、平野部が少なく、山岳台地が広がっており、又南の海上には、いわゆる離島といわれる島々が点在し、異なる風土を持っている。ほぼ中心に位置する鹿児島市は、島津七十七万石の城下町で、薩英戦争、西南の役、第二次大戦の戦火にもめげず、現在人口約五十万

おめぐりなはミックナミクダイ

踏み

桑原 義和 (鹿児島)

全青税

国
めぐり

行政、教育、商業その他全ての面で中心地となっている。
鹿児島のお国柄を紹介するのに今更ながら、「薩摩」「島津」を持ち出さねばならないのは筆者としても心苦しいが、年中行事にしてもこれらとかかわりのあるものが多いため。

例えば旧九月十四日に行われる妙円寺詣りであるが、島津義弘公の関ヶ原勇戦をしのび鹿児島市から約二十キロ離れた伊集院町の徳重神社まで、武者行列や、市内高校生などが、夜間歩いて参拝する行事で、必ずしも広く市民に親しまれていているとはいえないが、お國柄を示す行事ではある。

又、旧五月二十八日に行われる曾我どんの傘焼きなども鹿児島ならではの行事である。これは市の中心を流れる甲突川の川畔で、曾我兄弟の打ち入りをしのび子供達が古傘を集めて焼き、そのまわりを合唱鼓舞する行事である。

市民に広く親しまれている行事としては、七月の祇園祭り、六月灯、又秋に行われるおはら祭りが少なくなるのは淋しい限りである。

祇園祭りは、八坂神社のお祭り

で、神幸行列や、山車、商店の宣伝隊が市内をねり歩くが、年々数

名をこえる会員を擁しておられ、連盟の目的として

一、税理士制度の発展強化二、会員相互の研修及び親睦三、会員相互の連絡、提携及び資料の交換

の三つを掲げ、その目的達成に努力しております。本連盟は、青年の氣があり、青年らしさがあれば、年齢を問わず

全国青税連に加入しよう

全国青税連は、二、〇〇〇〇名をこえる会員を擁してお

り、連盟の目的として

一、税理士制度の発展強化二、会員相互の研修及び親睦三、会員相互の連絡、提携及び資料の交換

の三つを掲げ、その目的達成に努力しております。本連盟は、青年の氣があり、青年らしさがあれば、年齢を問わず

が中心となって執行部を構成し運営にあたっており、全国から一人でも多くの若い力の加入をお待ちしています。

からには、役員にはつとめて若い人をあてるごとにとしてお

り、現在は四十歳までの人達が中心となって執行部を構成し運営にあたっており、全国から一人でも多くの若い力の加入をお待ちしています。

これとは別に、戦後市民祭として始められたおはら祭りは、各町内、職場などから踊り連が出て、市電、バスを止めて、おはら節、ハンヤ節を踊り歩き、年々にぎやかさを増し、市内最大のお祭りといつてよいであろう。

鹿児島は幼年期を過した人々にとって最も懐しく思い出されるのが、六月灯であろう、いつごろからどのような意味でなされるのか、筆者は知らないが、これから暑く長い鹿児島の夏が始まるうとする七月初旬、県下一円の神社にとうろうを献納し、出店が並び人

み、あの強烈な夏が来ることを知るのである。

鹿児島市は、火山雷という稲光りと共に、突如として、どう音をもって噴火する桜島を目前に、今なお鰐の漁れる錦江湾をいただき、ナボリそつくり、いやナボリ以上といわれる景観に恵まれ、又市内には数多くの先人の遺跡が眠る、まさに史と景の国である。

唯、幾多の人材を輩出した明治維新前後の鹿児島人について、その鮮烈な個性を語る人は多いが、現在は鹿児島について、談られることが多いのは淋しいことである。

々は参
かたがた夏の夜を楽し

(写真提供・南日本新聞社)